

公文書開示請求書

2017年7月10日

瀬戸内町長 鎌田 愛人 殿

住所

〒104-0033 中央区新川 1-16-10

ミトヨビル 2F
 公益財団法人日本自然保護協会
 理事長 亀山 章
 電話番号 03 (3553) 4103

瀬戸内町情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求に係る公文書の名称等		2012年以降に嘉徳川における作業の内容がわかる書類一式（作業の内容、時期、予算について）
請求に係る公文書が特定できるように、公文書の名称又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。		
開示の実施の方法	文書・図画	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付 ※ 技術的事項等により希望した方法による開示を実施することができない場合があります。
写し等の交付の方法		<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input checked="" type="checkbox"/> 郵送による交付

注1 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。

2 「開示の実施の方法」欄及び「写し等の交付の方法」欄は、記入せずに提出することができます。その際は、後日、別途、開示実施方法申出書により申し出てください。

【職員記入欄】

受付年月日	年 月 日
事務担当課	課 担当
備考	

2017年7月10日

瀬戸内町長 鎌田 愛人 殿

住所

〒104-0033 中央区新川 1-16-10

ミトヨビル 2F

公益財団法人日本自然保護協会

理事長 亀山 章

電話番号 03 (3553) 4103



日本自然保護協会は 1951 年に設立され、28,000 人の会員に支えられて、日本の自然を守る活動をしてきた団体です。瀬戸内町にも 4 名の会員がおります。日本に残る自然を失うことは、長年取り組んできた豊かな自然を失うだけではなく、これらの人々の信頼や想いをも裏切ることとなり、日本の自然を保全することを活動の目的とし、公益財団法人に認定されている当会にとっては、計り知れないほどの大きな損失となります。

嘉徳川から嘉徳海岸につながる自然は一連のものとして相互に関係しあいながら存在しており、嘉徳川には絶滅危惧種のリュウキュウアユが生息しています。リュウキュウアユはかつては沖縄本島にも生息していたのですが絶滅し、奄美大島だけに残る貴重な魚です。嘉徳海岸には世界的に生息数が減っているアカウミガメとアオウミガメが初夏から夏にかけて上陸し産卵します。また 2002 年にはウミガメの一種のオサガメが産卵に上がったことが記録されています。オサガメの上陸・産卵の記録は、日本ではここだけあり、最北端の産卵場所として記録されています。オサガメは 2 億年前の恐竜の時代からその形を変えていない極めて古代的なウミガメで、現在、世界でもっとも希少なウミガメとして国際的に保護されていますが、減少の一途をたどっている種であり、厳重な保護が求められています。

嘉徳川から嘉徳海岸までの生物多様性の豊かさは、日本に残る大切な財産です。従って日本自然保護協会は、嘉徳川で行われていることを知る必要があります、ここに利害関係者であることを主張いたします。